

とまっ得おたるクーポン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大により、落ち込んだ観光需要の回復を図るため、特に影響を受けている観光産業に携わる市内事業者への支援事業として、交通、観光施設、アクティビティ、飲食店、土産店などで利用できる「とまっ得おたるクーポン（以下「クーポン券」という。）」を市内宿泊者に配布することで、関係事業者の事業継続を支援することを目的とする「とまっ得おたるクーポン事業（以下「本事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 小樽市（以下「市」という。）から宿泊施設誘客促進業務を委託された事務局（以下単に「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(対象事業者)

第3条 支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、北海道が定めた新北海道スタイルに基づく取組を実施している者のうち、感染予防の対策に継続的に取り組むものなど、観光客に安心してもらえる環境を提供するものに限る。

- (1) 宿泊施設誘客促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第1項に規定する補助対象事業者及び当該補助対象事業者が営む「とまっ得おたる」事業の対象施設内の店舗を営む者
- (2) 市内飲食店のうち、次の要件のいずれにも該当するもの
 - ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定による営業許可を受けている者
 - イ 飲食店としての営業の実態がある者
- (3) 市内土産店のうち、主として観光客向けの商品を販売しているもの
- (4) 市内のタクシー、レンタカー、観光バス等の交通事業者
- (5) 市内の観光施設、アクティビティ事業者
- (6) その他対象事業者として事務局が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、第5号、及び同条第5項に規定する店舗の営業を行う者は、本事業の対象外とする。

(対象事業者の遵守事項)

第4条 対象事業者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 対象事業者は、自己又は自社の役員等（対象事業者が個人である場合にはその者を、対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者、理事等を

いう。以下この号において同じ。)が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年小樽市条例第19号。以下この号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において単に「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(クーポン券)

第5条 交付要綱第3条第1項に規定する補助対象者である宿泊事業者は、本とまっ得おたる事業により宿泊料金の割引を受ける宿泊者に対して、一人1泊当たり2,000円分のクーポン券を配布する。

2 前項の規定によりクーポン券を配布する場合、使用期限を明示するため、クーポン券の券面にチェックインの日を記入したものを配布する。

3 クーポン券の1枚当たりの額面は、1,000円とし、2枚1冊として配布する。

(利用登録店の登録等)

第6条 事務局は、別に作成する募集要項により、クーポン券の利用が可能となる店舗（以下、利用登録店という。）を募集する。

2 利用登録店として登録を受けようとする対象事業者は、原則としてインターネットにより申請をしなければならない。ただし、インターネット環境が無いなど、やむを得ない事情がある場合は、郵送により申請することとし、次の各号に掲げる書類を事務局に提出するものとする。

(1) とまっ得おたるクーポン事業参加登録申請書（様式第1号）及び委任状（様式第2号。事務局が必要と判断した場合のみ）

(2) 口座確認書（様式第3号）

(3) 前号に規定する口座確認書により指定した口座の通帳の写し

(4) 北海道スタイル安心宣言の写し

(5) 営業実態がわかる店舗外観及び内観の画像

(6) その他事務局が必要と認める書類

3 前項の規定による書類の提出期限及び部数については事務局が別に定める。

4 事務局は、第2項の規定により書類を提出した対象事業者を審査の上、当該対象事業者を利用登録店と認めた場合、「とまっ得おたるクーポン」加盟店登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(クーポン券の使用範囲)

第7条 クーポン券は、登録証が交付された利用登録店との間における特定取引において使用することができる。

- 2 クーポン券の使用期限は、券面に記載された日から起算して6日目の日とし、券面に使用期限の記載が無いものは無効券となる。
- 3 クーポン券は、宿泊代金の精算には利用できない。
- 4 特定取引に使用されたクーポンの額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該超過額(釣銭)に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 5 クーポン券は、譲渡、転売、換金、払戻し及び再発行することができない。
- 6 クーポン券は、公共料金の支払い、日常生活の継続的な支払い及び金券やプリペイドカードなど換金性があり、かつ広域的に流通しうる物の購入には使用することができない。

(利用登録店の責務)

第8条 利用登録店は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 特定取引においてクーポン券の受け取りを拒んではならない。
 - (2) クーポン券の転売を行ってはならない。
 - (3) 事務局と適切な連携体制を構築し募集要項に定める事項を遵守しなければならない。
 - (4) 不正な事業の実施や虚偽の申請による報告又は請求をしてはならない。
- 2 事務局は、利用登録店が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該利用登録店の登録を取り消すことができる。

(クーポン券の換金手続)

第9条 事務局は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、当該利用登録店に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 利用登録店は事務局に対して、特定取引において受け取ったクーポン券を提出し、換金手続きの請求を行う。
- 3 前項の規定による換金手続きの請求に係る書類の様式及び換金の回数については、市と事務局が協議の上、別に定める。
- 4 第2項の規定による換金手続の請求は、市が別に定める期日までに申し出なければならない。
- 5 前項の規定により定める期日までに事務局に対して請求が行われなかった場合、利用登録店は換金手続きの請求を放棄したものとみなす。

(状況報告及び調査)

第10条 事務局は、必要に応じて利用登録店から書面による報告を求め、又は調査することができる。

(換金の取消し)

第11条 事務局は、利用登録店が本要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、換金の全部若しくは一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

- 2 前項の規定は、換金した後においても適用する。

(不正利用の防止について)

第12条 利用登録店は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第13条 本要綱に基づく手続き及び本事業の実施に関し、利用登録店が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第14条 本要綱に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

本要綱は、令和4年7月6日から施行する。